

栄養成分表示の義務化

各栄養成分の表示の在り方について

【考え方(案)】

・新基準における栄養成分の表示の在り方については、次の3点を勘案して決定する。

- ①消費者における表示の必要性(国民の摂取状況、生活習慣病との関連、等)
- ②事業者における表示の実行可能性
- ③国際整合性

具体的には、①から③の全ての観点を満たす場合は義務、①の観点を満たす場合は推奨*、①の観点を満たさない場合は任意の表示項目とする。

*推奨とは、全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。(任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。)

【新基準(案)】

義務		エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
任意	推奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、トランス脂肪酸、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

ナトリウムの表示方法について

【背景】

栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日・消費者庁)において、「『ナトリウム』と表示することは科学的に正確であるが、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深い。消費者の理解しやすさという観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである。」とされている。

(参考)食塩相当量(g) = ナトリウム量(mg) / 1,000 × NaCl(58.5) / Na(23) ≒ ナトリウム量(mg) / 1,000 × 2.54

【考え方(案)】

- ・「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」という食品表示法の目的を踏まえ、ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」とする。
- ・コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインでは、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で『食塩』として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されているが、食品中のナトリウムは、食塩(NaCl)以外の形態で存在していることがあるため、「食塩」ではなく「食塩相当量」と表示することが適当である。

(参考)厚生労働省の推進する健康栄養施策は「食塩(食塩相当量)」が基本とされており、例えば、「日本人の食事摂取基準」の目標量は、「食塩相当量」として設定されているほか、健康日本21(第2次)の目標として、「食塩摂取量の減少」が掲げられている。

＜新基準(案)のポイント＞

ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。

栄養表示の対象食品について②

【考え方(案)】

適用の範囲(義務表示)

- ・栄養表示は、それがなければ消費者の目に触れることのない「食品に含まれる栄養成分」に関する情報を明らかにし、消費者が適切な食生活を実践するために商品選択をする際に必要な情報であることから、原則として予め包装された全ての加工食品と添加物について、栄養成分の量及び熱量の表示を義務とする。

生鮮食品は、その外観から食品の種類と重量がおおよそ把握できることから、義務を課してまで表示をさせる必要性は乏しいと考える。

- ・ただし、以下の3点を勘案し、表示義務を免除する食品を規定する。

- ①消費者における表示の必要性
- ②事業者における表示の実行可能性
- ③国際整合性

具体的には、①及び②の観点から、予め包装された食品を右図のように4つに区分し、B～Dの食品について、③の観点も踏まえつつ、表示義務を免除する。

		①消費者の必要性	
		高い	低い
②事業者の実行可能性	高い	A	B
	低い	C	D

- ・なお、強調表示する場合の取扱いは、別途議論

(参考)栄養表示の対象食品(第2回及び第3回調査会のまとめ)

		加工食品 (予め包装された食品)	生鮮食品	添加物
新基準(案)	義務	○* ¹	×	○* ¹
	任意	○	○	○
現行基準	任意	○	△ (鶏卵)	×

○対象、△一部対象、×対象外

*¹以下に該当する食品は表示義務を免除する。

- ・栄養上、意味のない食品
- ・加工食品の原材料として使用される食品
- ・酒類
- ・小包装食品
- ・極短期間でレシピが変更される食品
- ・製造場所で直接販売される食品
- ・学校給食や病院給食等への販売に供する食品

注)特別用途食品及び設備を設けてその場で飲食させる食品を除く。

栄養表示の対象事業者について②

【考え方(案)】

適用の範囲(義務表示)

- ・食品関連事業者以外の販売者は消費者の長期的な食生活を考えれば義務を課してまで表示をさせる必要性は乏しいため義務化の対象外とし、食品関連事業者は原則として全ての事業者に栄養成分の量及び熱量の表示を義務付ける。
- ・ただし、食品表示一元化検討会報告書を踏まえ、家族経営のような零細事業者について過度の負担を軽減するため、中小企業基本法第2条第5項を参考に、業種を問わず正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数が5人以下の事業者について表示義務を免除する。

日本では、売上高により事業者を分類する法律は、中小企業基本法を含めて確認できないことから、売上高による表示義務の免除規定は設けないこととする。

適用の範囲(任意表示)

- ・表示義務が免除された事業者等であっても、任意に栄養表示をしようとする場合は、一定のルールに従う必要があると考えられるため、新基準の適用対象に含める。

その他

- ・「業務用食品を扱う事業者」が行う表示については、生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会の結果を踏まえて、検討することとする。

<新基準(案)のポイント>

- 原則として、全ての食品関連事業者を表示義務の適用対象とする。
- ただし、表示責任者が以下に該当する場合は、表示義務を免除する。
 - ・正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数が5人以下の食品関連事業者
 - ・食品関連事業者以外の販売者
 - ・業務用食品を扱う事業者は、追って検討する。

第5回調査会において、消費税法第9条(小規模事業者に係る納税義務の免除)に該当する事業者(売上高1,000万円以下)に変更

第3回調査会において、表示義務を免除する方針を示した。

栄養表示の対象事業者について(1/5)

【背景】

・諸外国において、事業者規模により義務表示を免除している例は少ない。
免除規定のある国の例は、以下のとおり。

《米国》

・従業員数、販売量及び売上高による規定がある。

- ①従業員数が正社員100人未満であり、かつ米国での販売量が10万単位未満/年 又は
- ②総売上高が50万ドル以下/年、若しくは食品の売上高が5万ドル以下/年であり、かつ消費者に直売する者

※①の場合、事前申請が必要

＜米国食品医薬品局ヒアリング結果＞

上記規定の数値については、連邦議会 によって決定されたため、根拠は不明。

《香港》

・販売量による規定がある。

包装食品の販売量が3万単位(ユニット)以下/年

※事前申請が必要

＜香港食品安全センターヒアリング結果＞

販売量について、香港は1、2、3、5、7万単位で検討した。7万単位以下/年の食品を表示義務免除とすると輸入した少量食品の90%が対象となってしまうことから、3万単位が適切と判断した。

栄養表示の対象事業者について(2/5)

【背景(つづき)】

・我が国の消費税法第9条第1項では、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、小規模事業者として消費税を納める義務が免除されている。

(参考:消費税法第9条第1項)事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

・全事業者数に占める免税事業者数の割合は、次のとおり。

(単位:者、社)

全事業者数の状況			割合
課税 事業者数	個人	1,433,507	16.7%
	法人	2,059,819	24.0%
免税 事業者数 (推計)	個人	4,250,893	49.5%
	法人	836,913	9.8%
合計数		8,581,132	100%

} 59.3%

- (備考) 1. 免税事業者数については、平成22年度国勢調査(総務省)及び国税庁特別集計(平成21年)により推計。
2. 免税法人数(約84万社)は全法人数(約290万社)の3割程度。

(注) 平成23年度における事業者免税点制度の見直しについては考慮していない。

出典:平成23年度 第24回 税制調査会(12月7日)参考資料(消費税について)より抜粋

栄養表示の対象事業者について(3/5)

【考え方(案)】

事業者規模を区分する指標として、①従業員数、②売上高、③販売量が考えられる。この①～③を考慮すると、次のとおりとなる。

①従業員数（正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数）

中小企業基本法における小規模企業者の定義である「20人以下」を基準にした場合、表示義務が免除される事業者の割合は相当数となり、栄養成分表示が消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するものとはならなくなる。

また、中小企業実態基本調査によると、6～20人の事業者において、営業利益が赤字となることはほとんどないが、5人以下の事業者は赤字を計上する年度がある。

したがって、従業員数が5人以下の事業者を免除とすることが適当である。

単位：千円

		法人企業				
		計	5人以下	6～20人	21～50人	51人以上
全業種	(社)	1,637,123	1,074,170	370,835	115,316	76,802
	(%)		65.6	22.7	7.0	4.7
	(累積%)		65.6	88.3	95.3	100.0
製造業	(社)	257,267	134,194	72,762	27,787	22,523
	(%)		52.2	28.3	10.8	8.8
	(累積%)		52.2	80.4	91.2	100.0
卸売業	(社)	176,650	118,280	38,191	11,977	8,201
	(%)		67.0	21.6	6.8	4.6
	(累積%)		67.0	88.6	95.4	100.0
小売業	(社)	263,925	187,223	52,432	15,914	8,356
	(%)		70.9	19.9	6.0	3.2
	(累積%)		70.9	90.8	96.8	100.0

出典：中小企業実態基本調査結果(平成24年確報)より消費者庁が算出
(食品関連事業者に限定したものではない。)

事業者1社あたりの営業利益(従業員数6～20人)

年	全業種	製造業	卸売業	小売業
H19	4,717	5,663	10,458	1,183
H20	2,946	2,699	12,832	815
H21	875	-3,395	4,809	873
H22	2,356	67	6,186	849
H23	3,413	2,914	7,889	1,390

事業者1社あたりの営業利益(従業員数5人以下)

年	全業種	製造業	卸売業	小売業
H19	623	-7	1,161	-803
H20	581	-846	430	-723
H21	-591	-2,763	-1,086	-1,150
H22	-53	-1,018	-30	-1,077
H23	559	-129	1,620	-822

出典：中小企業実態基本調査結果より消費者庁が算出
(食品関連事業者に限定したものではない。また、個々の事業者の営業利益から平均化したものではない。)

栄養表示の対象事業者について(4/5)

【考え方(案)(つづき)】

②売上高

一定規模以下の小規模事業者は、消費税を納める義務が免除されていることを踏まえ、消費税法第9条に規定する事業者にあつては、栄養成分表示についても義務を免除とすることが適当である。

③販売量

食品は多種多様であり、一定の販売量を規定して表示義務を免除とするのは困難である。

以上のことより、従業員数が5人以下(以下Aとする)、及び、消費税法第9条に該当する事業者(以下Bとする)について検討する必要がある。なお、AとBを表示義務免除の条件と考えるに当たっては、以下の事例を考慮する必要がある。

(1) 免除規定を「AかつB」とした場合

(例) 従業員3名、年間売上高900万円の事業者ア (「AかつB」を満たす)

従業員6名、年間売上高900万円の事業者イ (「AかつB」を満たさない)

⇒ 1人あたりの売上高は事業者ア > 事業者イであるが、事業者アは表示義務免除となり、事業者イは免除とならない。

(2) 免除規定を「A又はB」とした場合

(例) 従業員3名、年間売上高が10億円の事業者ウ (「A又はB」を満たす)

従業員6名、年間売上高1,100万円の事業者エ (「A又はB」を満たさない)

⇒ 1人あたりの売上高は事業者ウ > 事業者エであるが、事業者ウは表示義務免除となり、事業者エは免除とならない。

栄養表示の対象事業者について(5/5)

【考え方(案)(つづき)】

したがって、「AかつB」、「A又はB」を表示義務免除の規定とすることは困難である。消費税の納付免除の事業者の従業員数が6人以上ということは想定されにくいことから、Bを免除とする。

【新基準(案)】

消費税法第9条(小規模事業者に係る納税義務の免除)に該当する事業者については、栄養成分表示の表示義務を免除する。

栄養強調表示に係るルールの改善

相対表示の規定について

	日本 (栄養表示基準)		コーデックス (CAC/GL 23-1997)	
	低減された旨の表示	強化された旨の表示	低減又は強化された旨の表示	
	熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム	たんぱく質、食物繊維、ミネラル類、ビタミン類	熱量、主要栄養素 ^(注3) (たんぱく質、脂質、炭水化物)、ナトリウム	微量栄養素 ^(注4) (ナトリウムを除く)
比較対象食品との間の 絶対差	「低い旨」の基準値以上 ^(注1)	「含む旨」の基準値以上	「含む旨」又は「低い旨」の基準値以上	NRVsの10%以上(固体と液体の区別なし)
比較対象食品との間の 相対差	(基準なし) ^(注2)	(基準なし)	25%以上	(基準なし)
表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・比較対象食品名 ・当該栄養成分の量又は熱量が比較対象食品に比べて強化又は低減された量又は割合 		<ul style="list-style-type: none"> ・比較対象食品名 ・当該栄養成分の量又は熱量が比較対象食品に比べて強化又は低減された量(パーセンテージ、分数、又は絶対量) <p>※上記は、相対表示に近接して記載</p>	

(注1) コレステロールに係る低減された旨の表示は、「低い旨」の基準値以上であることに加え、当該食品100g当たりの飽和脂肪酸の量が比較対象食品に比べて低減された量が1.5g(清涼飲料水等にあつては、100ml当たり0.75g)以上あること

(注2) しょうゆのナトリウムに係る低減された旨の表示については20%以上あること

(注3) macronutrients

(注4) micronutrients

相対表示について①

【背景・課題等】

- ・栄養表示基準は、コーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)策定前に定められたものであり、日本の相対表示の規定にはコーデックスの規定と若干異なる点がある。
- ・例えば、熱量、主要栄養素及びナトリウムについては、日本では相対差の規定がないため、食品によっては比較対象食品との間の相対差が小さくても相対表示が可能な状況となっている。(下図参照)

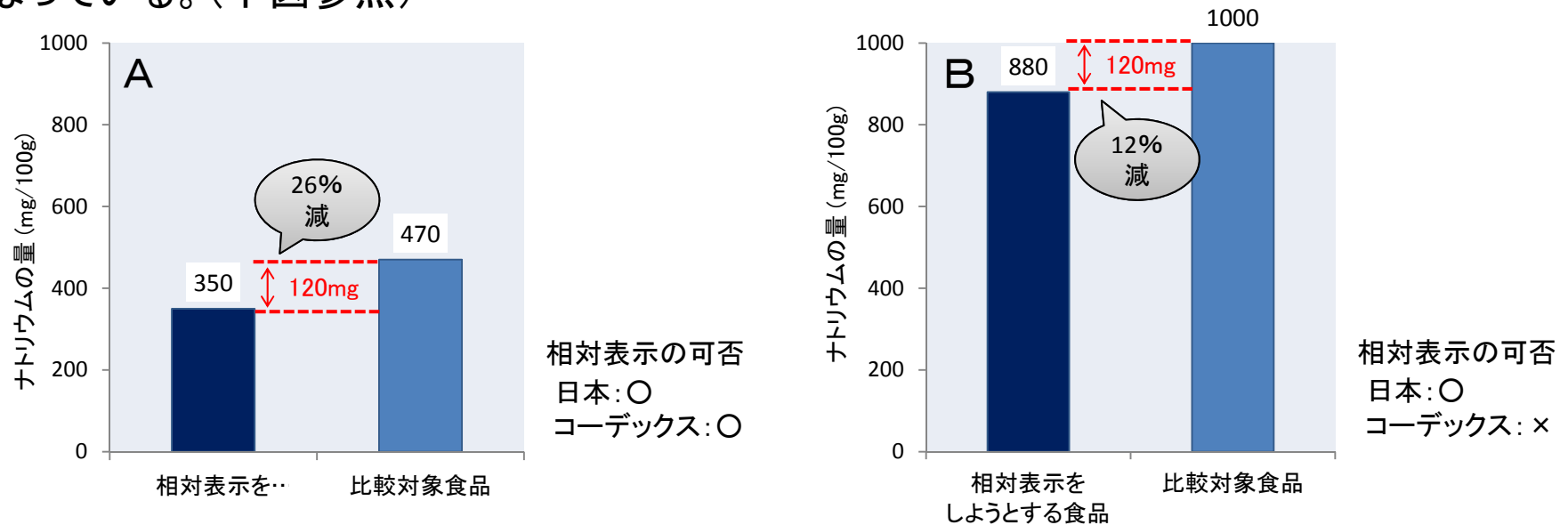


図 日本とコーデックスで相対表示の適用が異なる例(ナトリウムの場合)

- ・コーデックスにおいては、非感染性疾患予防の観点から、近年、相対表示の規定に関する見直しが検討されてきた。このような中、2013年にはナトリウムについて微量栄養素(micronutrients)ではなく主要栄養素(macronutrients)と同様の条件であることを明記する等、大幅な改訂が行われたところである。

相対表示について②

【考え方(案)】

- ・熱量、主要栄養素(たんぱく質、脂質、炭水化物)及びナトリウムの規定については、コーデックスと同等のレベルとする。その際、「しょうゆに係る特例」は廃止し、横断的な基準とする。
- ・微量栄養素(ナトリウムを除くミネラル類、ビタミン類)についても、コーデックスと同等のレベルとする。(相対表示をしようとする場合は、比較対象食品に比べて強化された量又は割合を表示しなければならないため、商品選択の際に特段の問題は生じないと思われる。)

【新基準(案)】

原則として、コーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じる。(次頁参照)

相対表示について③

	現 行	新基準(案)	(参考)コーデックス
<p>低減された旨の表示 (熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム)</p>	<p>・「低い旨」の基準値以上の絶対差</p>	<p>・「低い旨」の基準値以上の絶対差 ・<u>25%以上の相対差</u></p>	<p>・「低い旨」又は「含む旨」の基準値以上の絶対差 ・25%以上の相対差</p>
<p>強化された旨の表示 (たんぱく質、食物繊維)</p>	<p>・「含む旨」の基準値以上の絶対差</p>	<p>・「含む旨」の基準値以上の絶対差 ・<u>25%以上の相対差</u></p>	
<p>(ミネラル類(ナトリウムを除く)、ビタミン類)</p>	<p>・「含む旨」の基準値以上の絶対差 (栄養素等表示基準値の15%(固体100g)若しくは7.5%(液体100ml)又は5%(100kcal当たり))</p>	<p>・<u>栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)</u></p>	<p>・NRVsの10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)</p>

※下線は、現行基準からの変更箇所

コーデックスにおける無添加強調表示の規定について

第4回栄養表示に関する調査会(資料1)16頁より

＜糖類無添加の規定＞ ※2012年にガイドライン(CAC/GL 23-1997)に追加

- ・食品への糖類無添加に関する強調表示は、次の条件が満たされた場合に行うことができる。
 - (a) その食品にいかなる糖類も添加されていないこと(例: ショ糖、ブドウ糖、ハチミツ、糖蜜、コーンシロップ等)
 - (b) その食品が糖類を使用した原材料を含んでいないこと(例: ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片等)
 - (c) その食品が添加糖類の代用として糖類を含む原材料を含んでいないこと(例: 非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等)
 - (d) その他の何らかの方法により、その食品自体の糖類含有量が原材料に含まれる量を超えて増加していないこと(例: デンプンを加水分解して糖類を放出させる酵素の使用)

＜ナトリウム塩無添加の規定＞ ※2013年にガイドライン(CAC/GL 23-1997)に追加

- ・食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示(食塩無添加を含む)は、次の条件が満たされた場合に行うことができる。(塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該最終食品が本ガイドラインに記載された低ナトリウムの強調表示条件を満たす場合に限り、管轄当局はこれを認めてもよい。)
 - (a) その食品が添加されたナトリウム塩を含まないこと。これには塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウムを含むがこれらに限定されない。
 - (b) その食品が添加ナトリウム塩を含む原材料を含んでいないこと。これにはウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソースを含むがこれらに限定されない。
 - (c) その食品が添加食塩の代用となるようなナトリウム塩を含む原材料を含んでいないこと。これには海藻を含むがこれに限定されない。

2012年第41回コーデックス食品表示部会において、我が国としては、海藻は食塩添加の代替としてではなく、むしろ食物繊維やカリウムの供給源として長年摂取されてきたことを挙げ、海藻の使用をナトリウム塩無添加表示不可の対象とすべきではないとの反対意見を示した。

この結果、海藻については、使い次第では(添加食塩の代用として使用しない場合には)、原材料に含まれていてもナトリウム塩無添加表示が可能であることが同部会において確認された。

無添加強調表示について①

【背景】

- ・現行の栄養表示基準では、「不使用」、「無添加」に類する基準は規定されていない。
- ・ただし、通知(「栄養表示基準等の取扱いについて」)にて、次の考え方を別途示している。

「砂糖不使用」の表示は強調表示基準は適用されないものであるが、一般表示事項(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)及び「シヨ糖」の量を記載すること。

「食塩無添加」の表示は強調表示基準は適用されないものであるが、一般表示事項(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)を記載すること。なお、その食品本来の成分としてナトリウムが含まれていても食塩無添加表示をしても差し支えないものであるが、従来、ナトリウムに代えて食塩で栄養指導が行われてきた経緯等に鑑み、食塩以外の形であってもナトリウムを添加していれば、食塩無添加の表示は行わないこと。

- ・コーデックスでは、「食事、身体活動、健康に関する世界戦略」(2004年、WHO)に基づきガイドラインの見直しが行われ、2012年の改訂の際に、非感染性疾患予防の観点から、無添加強調表示(Non-addition claims)の基準が新設された。

【課題等】

<「砂糖不使用」の表示>

- ・現行のルールでは、砂糖(シヨ糖)以外の糖類(ブドウ糖、果糖等)を添加していても「砂糖不使用」と表示することができ、消費者の誤認を招く可能性が否定できない。
- ・また、糖類を含む原材料の使用の可否については言及していない。

<「食塩無添加」の表示>

- ・現行のルールでは、食塩又はナトリウムを含む原材料の使用の可否について、必ずしも明確とは言えない。

無添加強調表示について②

【考え方(案)】

- ・コーデックスガイドラインに無添加強調表示の規定が盛り込まれたことを受け、新基準にも同様の規定を置くこととする。
- ・コーデックスでは、2011年のガイドライン(CAC/GL 2-1985)改訂の際に義務表示事項に「糖類」が加えられているが、日本では「糖類」の表示は任意であるため、糖類無添加強調表示をしようとする際は「糖類」の含有量表示を必須とする。

【新基準(案)】

コーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)の規定を適用する。(16頁参照)
(現行ルールに代えて、新たに「無添加強調表示」に係る規定を定める。)